

まつうら 農業委員会だより

第13号

平成27年1月1日発行

発行 松浦市農業委員会
編集 委員会だより編集委員会
TEL (0956) 72-1111
(内線232)

愛知県から松浦市へIターン
アスパラ栽培に取り組んでいます！



耕作放棄地を活用してアスパラ栽培を手がける飯田さん

(関連記事は4ページに掲載しています。)

● 主な内容 ●	ページ
◆新年のご挨拶—会長挨拶—	2
◆年頭のご挨拶—市長挨拶—	3
◆ガンバル松浦	4
◆農業者年金	5
◆農林課からのお知らせ	6
◆各種お知らせ	7～8

- 定例農業委員会の開催日は原則として毎月27日です。
- 農地転用申請受付期間は、原則として毎月8日から14日までです。
- 農地に関する相談事は、地元農業委員または農業委員会事務局へお尋ねください。

新年のご挨拶

松浦市農業委員会

会長 山川重晴



新年明けましておめでとうございます。農家の皆様には、輝かしい新年をお迎える事とお慶び申し上げます。皆様には、日頃より農業委員会の活動にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、農業農村を取り巻く状況は、農業従事者の高齢化の進行や担い手の減少、耕作放棄地の増大、農産物価格の低迷、そして、環太平洋経済連携協定（TPP）の交渉に向けた議論など大変厳しい状況にあります。

このような中、国は平成26年度から新たな農業・農村対策として、「農地集積・集約化を図る農地中間管理機構の創設」、「経営所得安定対策の見直し」、「水田のフル活用と米政策の見直し」、「日本型直接支払制度の実施」の4つの改革がはじまりました。

その中でも、耕作放棄地を含めた農地を集めた上で意欲のある農家にまとめて貸し出しをしやすいことを目的に、「農地

中間管理機構」が昨年設置されました。この「農地中間管理機構」により農地の集積や耕作放棄地の解消の加速化を進めるといふものです。

長崎県においては、長崎県農業振興公社がその役割を担い、新たな農地集積制度が始まりました。国は、担い手への集積率を現状の50%から2020年までに80%まで引き上げること掲げており、農地の中間的受け皿となる「農地中間管理機構」によって担い手への農地集積・集約化の加速化を支援することとしています。

本市におきましても、この「農地中間管理機構」を活用し、大規模な農地集積による農業生産法人の参入や農業の担い手に農地を集積することで、農業を支える人と農地の両面に目を向け、今後の農政に生かしていかなければならないと考えております。

また、国の方では農業委員会制度・組織の改革が議論されており、農業委員会制度は、農業者にとっては必要不可欠であり、制度・組織改革の対応についても長崎県農業会議等の系統組織と連携して取り組んでいるところです。

今後とも、農業委員会は地域農業者の立場に立ち、農業者の地位向上と農業経営の安定化に努めてまいりますので、農業委員会活動に対し農家の皆様、関係者の方々のご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本年が農家の皆様にとりまして、豊かでよりよい年となりますことをご祈念申し上げます。新年のご挨拶といたします。

本年もよろしくお願ひします

農業委員

今福地区

太田黒正司 崎田 隆

白井 廣紀

調川地区

鮎川 保雄 川久保 壽

末永 徳平 田中 進

眞弓 富代

志佐地区

木寺 吉男 近藤 明

白石 正巳 松永 知雄

上志佐地区

川原 純一 吉田 正昭

御厨地区

岩木 功 浦田 利作

大久保純三 田中 利之

松本 実男 山川 重晴

久保 秀信（新任）

星鹿地区

久住呂文雄 久保山正幸

濱野 孫広 増山サエ子

年頭のご挨拶

松浦市長 友 広 郁 洋



明けましておめでとうございませう。

皆さまにおかれましては、清々しい新春を健やかに迎えのこととお慶び申し上げます。また、日ごろから地域の農業振興をはじめ、耕作放棄地や後継者問題など多くの課題解決にご尽力いただいておりますことに、厚くお礼を申し上げます。

国内においては、成長戦略に位置付けられた環太平洋経済連携協定（TPP）交渉が継続して実施される一方、国内では、農業・農協改革の議論が進められております。特に昨年からは、農林水産業・地域の活力創造プランに基づき、農業・農村全体の所得を今後10年で倍増させる目標を掲げ、産業政策として、農地中間管理機構の設置、水田フル活用と米政策・経営所得安定対策の見直し、地域政策として、日本型直接支払制度の創設などにより、農政の構造改革がスタートしました。

農業を取り巻く環境は、円安による資材の高騰や農産物販売価格の低迷に加え、米

余りによる米価の下落などにより厳しさを増しています。そのような中であって、本市の肉用牛や地域振興作物栽培農家においては、子牛価格の上昇、増反増収などにより、農家の所得向上と経営の安定につながっています。

また、新たな担い手の確保と産地拡大のために、JR九州の農業参入に向けた誘致活動を始めてまいりましたが、このたび長崎県で初めてJR九州ファーム株式会社の本市への参入が決定されました。今後、御厨町馬込地区において農地集積、施設整備が始まりますが、信頼性のある企業で、連携を強化することにより、雇用の拡大、地域農産物のPR効果、販路拡大とともに、意欲のある農業者に対して、企業の農業経営への発展が期待できると思っております。

なお今年度は、松浦市において念願でありました西九州自動車道の山代・今福間が供用開始されます。高速交通網の幕開けにあたり、農業のみならず、地域経済、地域間交流の活性化に大きく寄与するものと考えており、その延伸を考慮したまちづくりも進めてまいります。

結びになりますが、本市といたしましては、農業委員会をはじめ、生産組織、ながさき西海農業協同組合、長崎県など関係機関の皆様と一体となり、農業農村の所得向上、活性化のために、様々な施策を講じてまいりたいと考えておりますので、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本年が皆様にとりまして、実り多い一年になりますことを心から祈念いたしました。年頭のごあいさつといたします。



鷹島地区

北川 廣海 瀬川 伸清

松瀬 邦次 山本 鉄美

吉田 政明

福島地区

石竹 敏春 大川内満舎信

志水 堅治 田中 裕志

前川 繁治 松尾奈津子

山口 芳正（新任）

（昨年退任された農業委員）

吉原 順穂 委員

三木 克典 委員

今までご尽力いただき

ありがとうございました。

「ガンバル松浦」

アスパラガス栽培

今福町 いいだ 飯田 かずのぶ 和伸 さん（42才）

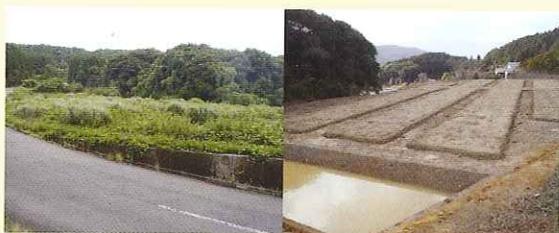


私は、諫早市の農業大学で農業を学んだ後、平成24年8月に松浦市今福町に家族と共に家を借りて移り住みました。地元の農家さんより10ヵ月間アスパラの栽培法を学び研修を受けた後、耕作放棄地解消事業の補助を受け、15aの栽培面積でハウスを建設し栽培に取り組みました。昔から農業には興味があったのですが、全く経験したことがなく最初は不慣れで、なかなか思うように手が回りませんでした。そんな中、周りの農家の方々の熱心な指導や助言を受けながら、今年の春に植えた苗から、ようやく出荷出来るようになりました。これからはしっかりと栽培管理を行い、もっともっと技術の向上を目指していきたいと思っています。

松浦市を移住先に決めた理由をよく聞かれます。自分が幼少期を過ごした長崎で子育てをしたことから、いろんな所を調べて、そこで最初に下見に来たのが松浦でした。他にもいろいろな窓口に相談に行きましたが、やはり松浦に御縁がありまして、ここを移住先に決め、新規就農者として日々奮闘しております。

ゆくゆくは栽培面積を増やし、果樹・花卉等に挑戦していきたいと思っています。また基盤整備をしっかりとやって軌道にのったら、市内外で農業に興味のある人を受け入れて、一緒に農業をやっていく仲間を増やしていきたいと思っています。

私の移住、就農において、たくさんの方々からご支援、ご指導をいただいております。どういう形になるかまだまだわかりませんが、ご恩をお返しできるよう頑張っていきますので、今後ともよろしく願いいたします！



・耕作放棄地 → ・基盤整備後



・ハウス完成 ・アスパラ栽培

地元農業委員から一言

新規就農者として、愛知県から奥さんと子どもさん(2才)の3人で松浦市に移住されました。松浦東高校跡地の近くで耕作放棄地を借りて、アスパラ栽培用ハウスを建て、今年から収穫が始まり毎日頑張っています。高齢化や後継者不足等で放棄地が多くなるだろうと予想される今、飯田くんの頑張りを見て、一人でも賛同者が出て来てくれれば良いと思います。

(今福地区農業委員：白井 廣紀)

国が支える 安心が大きくなる

担い手積立年金

[愛称]

～ しっかり積立て、がっちりサポート 安心で豊かな老後を ～

- ☆ あなたの老後生活への備えは十分ですか？
- ☆ 年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。
- ☆ 老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。

① 65歳の農業者の方の平均余命は
男性22年(87歳)、女性27年(92歳)

老後はお金の心配をせずに暮らしたいものです。その間予測不可能な経済変動があり、思わぬケガや病気もあります。

※ 日本人の平均余命は男性84歳、女性89歳となっており、農業者年金加入者の平均余命の方が長くなっています。

② こんなにかかる老後生活
(現金支出で年額約280万円)

高齢農家世帯(世帯主が65歳以上の夫婦2人)の家計費は、現金支出で月額約24万円が必要となります。

③ 国民年金の支給額(年額158万円)

農業者の皆さんが加入している国民年金の支給額は、40年加入で月額約6万5千5百円、夫婦あわせて月額約13万1千円です。



このように、豊かな老後生活のためには、国民年金だけでは十分と言えず、老後の生活費は自分で準備する必要があります。

サラリーマンは国民年金(基礎年金)の上乗せ年金として、厚生年金や共済年金(厚生年金のモデルケースでは夫婦お二人で年額約280万円、月額約23万円)を受け取っています。

農業者の皆様も、メリットがたくさんある**農業者年金**に加入して安心で豊かな老後を迎えましょう。

◆ 農業者年金に加入すれば～農業者年金の支給額(年額)の試算◆

加入年齢	納付期間	運用利回り2.07%の場合		運用利回り3.00%の場合	
		男性	女性	男性	女性
20歳	40年	75.7万円	64.7万円	93.8万円	80.0万円
30歳	30年	51.5万円	44.1万円	60.8万円	52.0万円
40歳	20年	31.3万円	26.7万円	35.3万円	30.1万円
50歳	10年	14.3万円	12.2万円	15.4万円	13.2万円

(注) この試算は、通常加入で保険料月額2万円加入し、65歳までの運用利回りが2.07%及び3.00%、65歳以降の予定利率が1.15%となった場合の試算です。

運用利回り2.07%は制度発足以降の11年度間の運用利回りの平均です。

予定利率1.15%は、農林水産省告示(H25.4.1施行)により定められている率です。

認定新規就農者制度が スタートしました！

新規就農者の確保・定着が確実に図られるように、国の農業経営基盤強化促進法が改正され、平成26年10月から「認定新規就農者制度」がスタートしました。



■認定新規就農者制度とは■

新たに農業を始める方が作成する「青年等就農計画」を市が認定し、認定を受けた新規就農者（認定新規就農者）に対して重点的に支援措置を講じようとするものです。

《対象者》

対象者は、新たに農業経営を営もうとする青年等で、以下に当てはまる方です。

1. 青年（原則18歳以上45歳未満）
2. 特定の知識・技能を有する中高年齢者（65歳未満）
3. 上記の者が役員の過半数を占める法人
 - ※農業経営を開始して一定の期間（5年）を経過しない者を含みます。
 - ※認定農業者は含みません。

《青年等就農計画の作成・認定の流れ》

1. 新規就農者が「青年等就農計画」を作成し、市に提出
- ↓
2. 市が同計画を審査し「認定新規就農者」として認定。申請者に通知
- ↓
3. 市、県等の関係機関が、計画の達成に向けたフォローアップ等を行う

《認定新規就農者に対する支援》

1. 青年等就農資金（無利子の融資）
2. 青年就農給付金（経営開始型：年150万円を最長5年間）
3. 経営所得安定対策（平成27年度から）
4. 認定新規就農者への農地集積の促進

※要件等の確認がありますので、申請様式の作成前に県（県北振興局北部地域普及課：電話0956-41-2033）や市農林課に必ずご相談下さい。



詳しくは、窓口へお気軽にご相談ください。

問い合わせ先 松浦市農林課 農林振興係
電話0956-72-1111

<農事組合法人清流の里の皆さん>



地域の活性化に向けて… 農事組合法人 清流の里木場設立

(今福町)

去年の3月16日、松浦市では初めてとなる農業組合法人が、今福町木場免に設立されました。

これは今までの木場機械利用組合を法人化し、組合員の農業生産の協業化を図り、生産性を向上させるもので、組合員の共同利益を増進することを目的としています。農業機械作業の受託を主な仕事としており、会員は総勢20名（うちオペレータ3人）

コンバイン2台、田植機2台を所持し、田植え、稲刈り等を受託しています。

これからの集落営農のあり方を考える上で、先を見据えた地域の活性化に繋がるものと期待されます。

渡口一憲代表理事は、今年は大規模機械を導入して、受託の幅を広げていきたいと意気込んでいます。

わが町の 女性農業委員さん

男女共同参画が進められている中、九州内では約400名の女性農業委員が登用され、活躍されています。松浦市でも3名の女性農業委員が、農業の振興や地域活動に積極的に取り組み、女性ならではの視点を活かして活動されています。その女性農業委員さんを今回ご紹介いたします。



(川原辺田・星鹿地区担当)
増山サエ子 委員
(星鹿町北久保免)
平成14年7月～農業委員

農協の育苗センターに勤め、市内の水稻苗、メロン、トマトやブロッコリーなどの野菜苗を注文に応じて作っています。地産地消にも取り組んでおり、地元のプロデューサーと協議しながら、学校給食に地元の農産物を導入するなどの手助けをしています。



(下免地区担当)
眞弓富代 委員
(調川町下免)
平成24年4月～農業委員

農産物加工所でパンや芋餅などを作り販売しています。他にも夫婦2人3脚で季節の野菜を作り、直売所や海のふるさと館などで販売を行っています。趣味はグラウンドゴルフで、地域の方々と交流を深めています。



(喜内瀬地区担当)
松尾奈津子 委員
(福島町喜内瀬免)
平成21年4月～農業委員

10aのアスパラハウスを経営し、今年も2t以上収穫しました。元タイチゴ農家ですが、2年間の研修を経て、別にアスパラ栽培にも取り組んでいます。地域の行事等も積極的に参加し、農産物等の販売にも協力しています。

やめよう！農地の無断転用

許可なく農地を転用する行為は農地法違反で、厳しい罰則が与えられます。

農地等の権利取得の効力を生じないだけでなく、県知事は工事の中止、原状回復を命ずることが出来ます。

これらに違反した場合は、3年以下の懲役または300万円以下の罰金が科せられます。



農地パトロール風景（御厨地区）



長崎市諏訪神社にて

松浦市農業者年金 受給者協議会 視察研修

松浦市農業者年金受給者協議会（会長・松永茂治）では平成26年11月17日から18日までの2日間、長崎市方面で研修旅行が行われ、22名が元気に参加されました。

農業経営の参考に！ 全国農業新聞を読みましよう。

全国農業新聞は、全国の農業者に愛読される農業総合専門誌で、月4回の毎週金曜日に、農業者に的確な情報提供を行っています。今後の農業経営の参考に、まだ読んだことのない方は、読んでみませんか？

購読料は、月600円です。

お申し込みは、地元農業委員または農業委員会事務局にお願いします。

電話 72-11111（内線 232）

編集後記

アベノミクスの成長戦略の一つ、農業規制改革が進んでいく中、日本の農業の将来が懸念されます。昨年は米価の下落で生産現場に不安が生じました。そんな中、耕作放棄地を解消して、新規就農者として農業に取り組んでいる方もおられます。そういう方々を地域で応援し、後押し出来る支援制度が充実してくれば、先行き明るい農業が見えてくるのではと思っています。食の安全の向上の為に、日本の農業は私達で守っていきましょう。

今後も農業委員会だよりは、皆様に親しまれ、お役に立てる記事を提供していきたいと思っております。

これからもよろしくお願いします。

（編集委員一同）